

グローバル・テレビ・イベントとしての一九六四年東京オリンピック

— NHKによる海外放送機関の組織化 —

浜田幸絵

一 はじめに

一九六四年一〇月、東京で第一八回オリンピック大会が開催された。このオリンピックについては、戦後日本社会にとつての意義やナショナルな体験のあり方に着目した研究が蓄積されている。⁽¹⁾ 先行研究が一樣に指摘しているように、東京オリンピックは国内においてナショナルな感情を喚起させた。だが、そのことは、日本の国力を対外的にアピールすることと不可分な関係にあったはずである。東京オリンピックを成功させるためには、ただ国内で盛り上がるだけではなく、最新のメディア技術によつて、それをグローバルなイベントとして成立させることが必要であつたと考えられる。

勿論、オリンピックは、一九六四年以前も常に新しい通信技術によつて報道されるイベントであつた。しかし東京オリンピックが開催されたのは、テレビの技術的革新によつて、これまでになく世界的な規模のオリンピック報道が可能になろうとしていた時期であつた。こうした状況において、できる限り多くの国でいち早く東京オリンピック放送を実現することが日本にとつての至上課題となつた。

こうした観点から、本稿は、グローバルなテレビ・イベントとしてのオリンピックを日本がどのように組織しようとしたのかについて明らかにすることを主眼とする。東京オリンピックの映像の形態や流通経路は、日本側の意図だけで決められたわけではなく、国際オリンピック委員会（IOC）や海外メディアとの複雑な関係の影響もあつた。こ

の点を踏まえたうえで、東京オリンピック放送実施主体であった日本放送協会（NHK）による海外放送機関の組織化について検討する。

二 一九六〇年代半ばの情報・ニュースの国際化

まずは、東京オリンピックの頃までに、グローバルな放送を可能にする基礎的条件がどの程度整っていたのかを確認しておこう。東京オリンピックが開催された一九六〇年代半ばは、情報やニュースの流れを国際化させる放送技術が実用化しつつあり、その技術を活用するための社会的仕組みが整備され、それに関して人びとが理想を語りあった時代だった。

第一に、技術面では、大陸を横断するテレビの国際中継が可能となっていた。マクルーハンが電子メディアによって「グローバル・ビレッジ（地球村）」が出現するという議論を展開したのは、東京オリンピックよりも少し前である。情報やニュースの国際化は、人工衛星の登場によって質的に大きな変化がもたらされ、新たな段階に入った^①。人工衛星による中継が最初に成功したのは、一九六二年七月、テルスターによるアメリカからヨーロッパへのテレビ中継である。一九六三年一月には、リレー二号を使って日米間で中継実験が行われ、ケネディ大統領の暗殺のニュース

が、日本の各家庭のテレビに鮮明に映し出された。

第二に、組織面でも、各地域で放送の国際組織の組織化が進み、これらの組織の主導でニュース交換システムが構築されていった。この時期の代表的な放送の国際組織として、西ヨーロッパの放送機関を中心としたヨーロッパ放送連盟（EBU）と東ヨーロッパの放送機関を中心とした国際放送機構（OIRT）がある。テレビの国際中継を行うシステムとして、EBUは一九五四年六月にユーロビジョンを、OIRTは一九六〇年二月にインタービジョンをそれぞれ発足させた^②。

EBUもOIRTも、基本的には、加盟国内で情報番組の交換を行っていたが、加盟国外とも連携していた。EBUには、準会員として一九六四年二月時点で他地域の二九カ国四〇放送団体が加盟、OIRTにも、中国、北朝鮮、モンゴル、北ベトナム、アラブ連合、キューバ等の放送団体が加盟していた。二つの組織の存在は冷戦構造を反映したものであったが、インタービジョンの設立後、ユーロビジョンとインタービジョンの相互中継も活発に行われた。一九六四年度上半期の相互中継番組数は、ユーロビジョンからインタービジョンへ一〇八、インタービジョンからユーロビジョンへ四四となっている^③。

一九六〇年代初頭には、アジアやアフリカにも放送の国

際組織が誕生した。アジア・オセアニア地域では、一九五七年から開かれてきたアジア地域放送会議を母体に、一九六四年七月、アジア放送連合（ABU）が設立された。ABUは、EBUをモデルとして作られた組織で、設立当時一七機関が参加、本部は東京のNHK内に置かれ、代表にはNHK会長前田義徳が就任した。

まだ安定的な技術が確立していたとはいいがたかったが、ユーロビジョンが軌道に乗った頃から、国際放送網の実現には大きな関心と期待が寄せられていた。ユーロビジョンと東ヨーロッパのネットワークが連携するという構想について、一九六〇年にUPI記者は、

よその国のありのままのクローズ・アップがテレビを通して目の前にあらわれる……テレビの小さな画面を通して、よその国の人々が各家庭に入りこんでくる……そうならば自然とそこに理解が芽生えてくる。理解し合った者同士が争うことはあり得ない。

と述べている。人びとが遠く離れた世界のことをほぼ同時に見るができるようになれば、国際的な相互理解が進む。テレビ放送のネットワークをヨーロッパにとどまらず世界中にはりめぐらそうという構想は、「ワールドビジ

ョン」と呼ばれていた。この頃は、まだ地域単位の番組交換システムしかなかったが、NHKが中心的役割を担っていたABUは、他の国際組織との連携と世界放送連合の設立を呼びかけていた。

衛星放送の技術が完成し組織間の連携が進んでも、人びとがメディア（テレビやラジオ）に接触しなければ、真に国際的な規模での情報やアイデアの交換は進まないだろう。第三に、世界各国における受信機の普及や放送開始の状況について考えなければならない。

『世界のラジオとテレビジョン一九六五』によると、ユネスコの調査では、世界のラジオ受信機台数は、一九六〇年までの一〇年間に約二倍になった。放送（特にラジオ）には、リテラシーの低い新興国が力を入れていて、アフリカでは約四倍、アジアでは約三倍と増加率が高かった。一方、テレビ放送を行っている国・地域は約九〇、北米、ヨーロッパ、中南米、オセアニアではほぼ全ての国が放送を開始、アジアでは約半数、アフリカでも三分の一を超える国で放送が行われていた。特に欧米ではテレビ受信機が急速に普及し、アメリカとヨーロッパの主要国では対人口普及率は二〇パーセントを超えていた。世界の全人口からすると放送を享受した層はまだ限定的であったが、この時期、世界各国でラジオやテレビが急速に普及・発展していたと

いえるだろう。

情報やニュースの国際化は、決して新しい現象ではない。印刷物は、その軽さを生かして空間的に移動してきたし、通信社の誕生によって新聞に世界中のニュースが掲載されるようになった。二〇世紀に入ってから、ラジオや映画が、国境を越えて聴取者・観衆を獲得した。¹²しかし、一九六〇年代前半には、人工衛星によるテレビ中継によって大陸を横断した視聴覚的な同時体験が可能になっていた。東京オリンピック開催時には、グローバルなテレビ放送を行う基礎条件がある程度、整っていたといえる。ただし、これらの技術や組織は、歴史が浅くまだ十分に確立・機能していたわけではない。次にみるように、実際にこれらを活用して東京オリンピック放送をグローバルな規模で組織することは、容易ではなかった。

三 東京オリンピック放送におけるNHKの役割

東京がオリンピック開催地に選ばれたのは、一九五九年五月二六日である。同年九月には、東京オリンピックの準備・運営を行うため、組織委員会が設立された。

オリンピックの放送に関する業務については、組織委員会が開催国の代表的放送機関に委託するのが通例となっていた。¹³委託の範囲に慣例があったわけではないが、一九六

一年八月に組織委員会が海外放送機関の取材希望調査とテレビ放送契約の予備折衝をNHKに正式に委託する前から、NHKの東京オリンピックに向けた動きは始まっていた。NHKは、一九五九年九月にオリンピック準備委員会を設置、一九六一年四月に海外放送機関に対して東京オリンピックの取材希望を調査（後にいう第一次アンケート）、一九六一年六月に東京オリンピック放送本部を発足させている。¹⁴さらに遡れば、NHKは、一九五九年九月にローマ大会（一九六〇年開催）の放送に関してイタリア放送協会と契約を締結する際、イタリア放送協会の東京大会取材を保障していた。民放はあくまで共同取材を主張していたが、NHKは、日本を代表する公共放送機関として自らが東京大会の放送関係業務を担うことを当然視していたと思われる。¹⁵

一九六三年九月、組織委員会は、正式に大会の放送に関する全責任をNHKに委託、放送権もNHKに一括付与した。東京オリンピックを世界の隅々にまで届けたいという日本の希望は、NHKに託されたことになる。なお、放送権の一括付与とは、組織委員会に代わってNHKが東京オリンピックのテレビ放送権を各国放送機関に販売することを意味した。¹⁶オリンピックの運営は、IOCのオリンピック憲章に則って行われるが、一九五八年に改正された憲章

第四九条は、テレビ放送を行うためには放送権料の支払いが必要であるとしていた。¹⁷⁾

NHKが行うことになった放送関係業務は、前例のない業務で、試行錯誤しながら進められた。NHKにとって海外メディアを組織化するのには、初めての経験であったことに加え、東京大会は、メディア技術の発展度や開催地の地理的条件といった点において前回ローマ大会とも大きく異なっていたのである。

NHKは、東京オリンピックにあわせて、ワシントンハイッ跡地に放送センターを建設した。オリンピックを「NHKの技術の実力を全世界に示す絶好の機会」¹⁸⁾と捉え、スローモーションVTR装置、多元同期結合装置、接話マイクロフォン、ヘリコプターによる無線中継装置、二分の一インチ・ビデオコンカメラといった新しい機器を開発、テレビの衛星中継（宇宙中継）も成功させた。

海外放送機関との連絡・交渉は、NHKの東京オリンピック関連業務のうちの大部分を占めていたといえる。NHKは、海外放送機関に対して、計四回のアンケートを実施、割当・ブックイング作業等を行った。各放送機関の取材希望を調査するため、第一次アンケートは、一九六一年四月に九六カ国一二九機関へ、第二次アンケートは、一九六三年一月にラジオ九三カ国一〇八放送機関、テレビ四七カ国五

五放送機関へ発送された。¹⁹⁾

IOC加盟国は、東京オリンピック開催時に一一八カ国に達していた。²⁰⁾しかも一九六〇年代前半は、植民地の独立が相次ぎ、放送局の数も増加している時期で、放送機関を把握するのは容易ではなかったと考えられる。第二次アンケート発送の際、一次アンケートに未回答の機関に対しては、貴放送機関よりも他にアンケートを送るのに適当な放送機関があれば、転送するとともに知らせてほしいと要望している。²¹⁾

オリンピック取材希望の増加に伴い、NHKは、放送希望者の認定の調整にも苦慮した。オリンピック憲章四八条は、主競技場に入れる放送関係者数を一五〇名と定めていた。この上限は、当時の世界の放送業界の状況からすると非現実的であった。実際に東京オリンピックの取材をした放送関係者は、日本電信電話公社の報告書によれば、国内二二〇〇名、国外六〇〇名であった。²²⁾アメリカからは一〇数社から申込みがあり、NHKがアメリカ・オリンピック委員会に調整を依頼、²³⁾EBUからはIOCに放送関係認定数拡大の要請が行われた。²⁴⁾

結果的に東京オリンピックでは、七〇カ国一〇四機関でテレビ放送、四〇カ国五五機関でラジオ放送が実施された。テレビ放送には、(一)放送契約を締結したうえでの放送

(生放送および録音放送)、(二)フィルム・サマリー、(三)アジア向けフィルム番組の三種類があった。ラジオ放送にも(一)生中継、(二)録音放送があった。海外から派遣された取材要員数は、六五六人(テレビ一九カ国二二放送機関、ラジオ四〇カ国五五放送機関)となった。²⁵⁾

ここまでみてきたようにNHKは、試行錯誤しながら諸外国向けの放送体制を整えていった。その体制のもとで、各国の放送機関は、それぞれの事情に応じて放送の種類を選択した。どの種類を選択するかによって、放送の内容・頻度・スピードは異なった。以下、詳しくみていく。

四 欧米(メディア先進国)の放送機関

NHKとテレビ放送契約を締結した機関は、オーストラリア放送委員会(ABC)、ナショナル放送会社(NBC)、ヨーロッパ放送連盟(EBU)、カナダ放送協会(CBC)、国際放送機構(OIRT)、NBCインターナショナル会社(NBCI)の六組織である。²⁶⁾これらは、いずれも、メディア先進国の機関である。

NBCIとの契約はラテンアメリカとアフリカでの番組配給に関するもので後述するが、他の五機関は、NHKと放送契約を締結することによって、一日八〜九競技の実況映像の提供をNHKから受けた。また、NHKが中継

を行わない競技会場(ホッケー、ヨット、蹴球、馬術競技など)では一六ミリフィルムカメラによる取材が許可され、この方法による取材は、九二回となった。²⁷⁾ローマ大会ではイタリア国内で放送されたものを海外放送機関が録画する方法がとられ、それに対しては不満があった。一日八〜九競技もの映像提供が行われるという方針は、こうした反省を踏まえて一九六〇年一月の技術対策委員会で決定されたもので、東京大会のサービスの特徴であった。²⁸⁾

テレビ放送契約を結んだ機関は、放送権料を支払わなければならなかった。ただし、テレビ放送権が有料となったのは、一九六〇年大会からであり、一九六四年東京オリンピックでは、放送権の概念や算出基準が成立し周知されていたとは言い難い。

放送権料の算出にあたって、NHKは前回ローマ大会の放送契約金が各国の受信機台数に生中継であれば三セント、事後放送であれば一セントを乗じた額であると推測し、前回ローマ大会の方針をそのまま踏襲すれば、合計一五八万ドルが見込めると試算していた。²⁹⁾また、ローマ大会の放送権料に東京大会の付加サービスを上乗せする案もあった。³⁰⁾

実際には、放送権料に関しては契約機関との交渉の余地が残されていたようである。一九六三年二月、アメリカの三大ネットワーク(ABC、CBS、NBC)に宛てた文

書では、各機関にどのくらいの放送権料を出す用意があるかを質問している⁽³¹⁾。また、一九六二年八月のインタービジョンに宛てた文書では、「放送権利金については、インタービジョン一本に統一した録画素材を提供するか、又はある程度異種の編集を認めるか、毎日の所要時間数をどうきめるか、生中継をどうするかなどによって、自ら差異が生じる」と回答している⁽³²⁾。

最終的に一九六三年秋頃から、放送契約は次々と締結された。放送権料は、NBC一〇〇万ドル、EBU三八万ドル、OIRT一〇万ドル、ABC二万ドル、CBC六万二〇〇〇ドルであった⁽³³⁾。EBUとOIRTは、団体での契約となり、NHKとのやりとりも、代表機関を通じて行われた。

契約書で定められた放送時間の合計は、NBC、EBU、OIRTが二五時間、ABCが二〇時間、CBCが八時間と決して多くはない⁽³⁴⁾。しかし、欧米の放送機関の東京オリンピック放送は、ワールドビジョンの構想に近いものであった。東京オリンピックの国際同時中継を目指し、国家やイデオロギーの違いを超えた調整が行われたのである。

まず、アメリカや、前回ローマ大会を生中継して成功させたヨーロッパの放送機関は、東京オリンピックの同時中継に少なからぬ関心を抱いていた。NHKもこの計画には

積極的で、(一)通信衛星、(二)陸路マイクロウェーブ中継網、(三)海底ケーブルのいずれかの方法で実現させようと、BBCやインタービジョンからの情報収集に努めている⁽³⁵⁾。

大陸を横断する国際中継の技術は、最初から衛星放送と決まっていたわけではなく、東京大会の準備段階ではどのような方式が可能であるかは不透明だった。だが結果的には、東京オリンピックでは、衛星シンコム三号を使ってアメリカへの映像中継が行われ、ロサンゼルスで太平洋海底ケーブル経由の音声合せられて、放送が行われた。衛星中継番組は、さらにアメリカで録画してカナダへ、カナダで録画してヨーロッパに向けて空輸され、二一カ国で宇宙中継を使った放送が実施された。この宇宙中継の実現に向けては、直前まで調整が続けられ、実施が正式に決定して発表されたのは、一九六四年七月二三日であった⁽³⁶⁾。

他にも、ヨーロッパの国際組織EBUとOIRTは、東京オリンピックの放送で協力体制をとった。OIRTは、EBUの制作した映像を融通して放送を行ったのである。宇宙中継も、EBU経由で受け取り、ソビエトとブルガリアを除く五カ国で実施した⁽³⁷⁾。

このように、欧米のメディア先進国の放送機関は、NHKとテレビ放送契約を締結し、国際的な協力のもと宇宙中

継も実現させた。これは、オリンピック放送を通じて異なる国のもの同士、世界が一つになるといった理想を追求するものであったといえる。

五 非欧米（メディア後進国）の放送機関

テレビ放送契約を結ぶことができたのは、地理的・文化的には「欧米」、メディア技術の点では「先進国」に分類される国の放送機関であった。一方、非欧米（中南米、アフリカ、中近東、アジア）の放送機関は、放送契約を締結していない。

しかし、オリンピックの映像は、放送契約を締結しなくても入手できた。一つは、憲章四九条に基づき制作されたフィルム・サマリーを購入する方法、もう一つは、NHKが特別に制作したアジア向けフィルム番組を購入する方法である。NBCIから録画番組を購入することもできた。また、放送権料の支払い義務の発生しないラジオ放送の可能性はあった。

(一) フィルム・サマリーの制作・提供

憲章四九条には、大会組織委員会は、テレビおよびニュース映画のために、オリンピック競技を収録したフィルム・サマリーを準備しなければならない、とある。フィルム・

サマリーは、放送権料を支払わなくても入手できる映像で、その使用には、(一) 各個の番組で一日に三分間を越えて上映してはならない、(二) 全ニュース番組を通じて二四時間中に一回三分として三回を越えてはならず、さらにこれらの上映に際しては、各回とも、その間に少なくとも四時間の間隔を置かなければならない、といった条件があった。²⁹⁾

フィルム・サマリーの制作配給権は、一九六四年五月に組織委員会からNHKに委託された。編集はNHKが行ったが、取材には、民放の人員も加わり、国内用と国外用が制作された。

国外用のフィルムは、毎日一五分程度、英文コメントを添付して翌日午前中に配布された。料金は、一本三〇ドルで一五五分を一括前納することになっていたので、四五〇ドルであった。基本的には、世界共通の内容であったが、開会式のフィルムは、フィルム・サマリーを希望する国の入場行進を撮影し、国別にうわのせをした。³⁰⁾

フィルム・サマリーを放送したのは六五カ国八八放送機関である。しかし、このうちNHKから直接提供を受けたのは四二機関で、残りは、国際通信社・放送会社社理由でこれを入手した。国際通信社・放送会社とは、ユニイテッド・プレス・インターナショナル（UPI・米国）、コロンビ

ア・ブロードキャストイング・システム(CBS・米国)、インディペンデント・テレビジョン・ニュース(ITN・英国)、ビス・ニュース(VIS・英国)の四社で、これらでオリンピック・フィルムサマリーの共同運営機構を設立し、各社のニュース・サービス業務の一環として、諸放送機関にフィルム・サマリーの一部を配布しようである。

NHKの番組実施本部国外中継部が一九六四年三月一日に立てた「海外フィルムサマリーについての方針案」では、フィルム・サマリーへの通信社等からの予約は、受け付けないこととなっている。経緯は不明だが、一九六四年六月頃、方針変更の検討が行われたよう⁽⁴³⁾で、契約内容の調整に至つては、九月初旬までかかっている。だが、いずれにしても、開幕直前に、英米に拠点を置く国際通信社・放送会社によつて非欧米諸国へとフィルム・サマリーを届ける重要な経路が作られたのである。

(二) アジア向けフィルム番組の制作・提供

一方、アジア諸国向けのフィルムとは、NHKの国内番組「オリンピック・ハイライト」のうち三〇分だけをプリントしたものである。これは、一日五〇ドル(一五日分で七五〇ドル)で八放送機関に提供された。

アジア向けフィルムの提供が行われた背景には、(一)東

京オリンピックがアジアで初めてのオリンピックであったこと、(二)一九六四年七月一日にABUが発足していたことがあった。

ABUは、前述のように、EBUをモデルとして設立された団体である。NHKが主導権を握り、世界的な放送網の確立も目指していた。関係者の間には、EBUのユーロビジョンに相当するような番組交換システム構築の構想があったと考えられる。その第一歩として、東京オリンピックでアジア向けフィルム番組が制作されたのだろう。

アジア向けフィルム番組は、当初、アジア諸国向けの特別編集番組として計画されていた。一九六四年の春頃作成されたと思われる「アジア向けフィルム番組の作成方針案」によれば、アジア向けフィルム番組作成の目的は、「各国のテレビ放送発展の一助にすると共に東京オリンピックの模様を広く紹介しあわせてアジア各国の選手の活躍状況を伝える」こと⁽⁴⁶⁾にあった。この案では、アジア向けフィルム番組は、独自の取材・編集によつて作られ、最初の一分は「アジア各国選手の活躍が期待され又各国に共通して興味をもたれる種目」⁽⁴⁷⁾を中心にオリンピックの模様を、後半の五分は国別に選手の活躍の模様を伝えるものとなる計画であった。

実際には、アジア向けフィルムは、国内番組をもとにし

てつくられ有力選手と日本選手が中心の内容となった。そのため、NHKでは、各国の関心を考慮して、カイロ国営放送向けに、アラブ連合の出場したサッカーの試合を、フイリピン向けにボクシングの決勝を撮影して提供するなどした⁴⁹。できる限り、アジア向けフィルム番組を希望する機関の要望に応えようとしたといえる。NHKは、アジアを代表する放送機関として、アジアに向けて特別に、東京オリンピックを放送しようとしたのである。

(三) NBCIによる中南米・アフリカ向け録音番組

フィルム・サービスは、放送契約を結ばなくともテレビ放送を開始してわざわざかな投資を行うことができさえすればオリンピックの映像を放送できたという点において、非欧米の放送機関にとつては、重要であった。非欧米の放送機関による東京オリンピック放送を考えるうえで、もう一つ重要なのが、NBCIが中南米やアフリカで果たした役割である。

NHKは、中南米とアフリカのテレビ放送権をNBCIへと譲渡した。その経緯の詳細は不明だが、NHKでは、かねてから中南米におけるエイジェントを探していたようである。一九六三年七月には、アメリカ総局から松井オリピック企画本部長に宛てて、中南米に強いエイジェント

に関して報告が出されている⁵⁰。一九六三年一〇月に締結されたNBCとNHKの放送契約書では、将来、アメリカ以外の地域にNBCの映像を配信する可能性が言及されている⁵¹。NBCIへの放送権譲渡は、南米における情報覇権争いとも関係していたといえるだろう。

NBCIがNHKと契約を締結したのは、一九六四年二月一五日である。だが、これは、ラテンアメリカの放送機関に対する放送権付与と番組素材配給をNHKがNBCIに委託する内容で、NBCIは、映像はNBCから受けること、放送時間は二五時間としていた。アフリカも対象地域に含める話が出てきたのは、ラテンアメリカに関する契約書調印直後⁵²で、合意が成立したのは一九六四年四月二五日である。

NBCIとNHKの双方にとつて、放送権の譲渡には、どのようなメリットがあったのであろうか。一九六四年八月二一日、東京オリンピック開幕まで二カ月を切った時点で、NBCIから次のような報告が届いている。

私達のラテンアメリカに於けるセールス業務が順調にすすんでいることをお知らせいたしたいと存じます。私達はメキシコとベネゼラ（ママ）とブラジルの放送局及びアルゼンチンの広告業者に権利を売り渡しました。こ

のセールの総収入は六〇〇〇ドル以上になります。

これは私達の予想以上のものでした。きちんとお金を集められるとして私はNHKにとっても相当な収益がこの地域から入ると考えています。これから数週間の間にいくつかのセールをまとめようと期待しています。アフリカではプリント代支払いの余裕さえない位貧しいので本当に問題であります。私達は今でもこの地域にプリントを共通に利用できる様にしてアフリカの主な国々ではオリンピックの番組を受ける事ができるようにしたいと思います。

NBCIが中南米やアフリカで契約をとれば、それだけNHKも収入増が期待できる仕組みであったといえるだろう。契約では、NBCIは、中南米およびアフリカの放送機関との契約金額から手数料(三五パーセント相当額)および配給に関する実費(一五パーセント以内)を控除した額をNHKに支払うことになっていた。実際にNBCI経由で番組の提供を受けたのは、一ニカ国一二放送機関(中南米では、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ジャマイカ、メキシコ、パナマ、ペルー、ベネズエラの八カ国、アフリカでは、アルジェリア、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネの四カ国の放送機関)であった。

(四) 非欧米の放送機関のオリンピック放送実施状況

ここまで、非欧米の放送機関が活用したサービスの概要について述べてきたが、非欧米の放送機関にも様々なタイプがあり、一概に論じることはできない。これらは、オリンピック放送に対する関心度に応じて三グループに分類することができるだろう。

まず、テレビ取材をする計画はあったが断念した放送機関があった。これを非欧米の放送機関のなかでは比較的関心が高かったグループ(非欧米Aグループ)としよう。

非欧米Aグループが取材を断念した理由としては、(一)東京オリンピックの放送権概念が十分に知られていなかったこと、(二)中南米とアフリカにおける放送権が日本放送協会からNBCIに譲渡されたことが考えられる。結局、非欧米Aグループは、独自のテレビ取材の代わりに、NBCIの報道に依存するか、フィルムを購入するか、ラジオ取材を行うことしかできなかった。

例えば、北ローデシア・テレビジョン放送から組織委員会に届いた一九六四年四月二一日付書簡には、運動部長がオリンピック取材のために訪日すること、旅行並びに宿泊については手配済みであるがIDカードの発行と放送に必要な設備の手配をお願いしたい、とある。これは、NBCIとNHKがアフリカの放送権譲渡で合意する数日前の申

出である。この書簡に対し、NHKは、アフリカの放送権がNBCIに譲渡されたこと、フィルム・サマリイの申込であれば受け入れが可能なることを返事している。NBCIは、当事者の知らない間に、放送権をNHKから取得したのである。最終的に、北ローデシア・テレビジョン放送は、ITN経由でフィルム・サマリイを購入した。

中南米で最もテレビが普及していたブラジルからも、一九六四年五月下旬に、テレビ・リポーター宿泊に関する問い合わせが、国際観光振興会サンパウロ観光宣伝事務所経由でNHKオリンピック放送実施本部に届いた。これに対して、国際本部は、ブラジルからNHKへのテレビ取材申し込みはこれまでになく、中南米のテレビ配給権はNBCIが取り扱っているため、NHKが直接受け入れることはない旨、回答している。結局、ブラジルでは、TVレコルドがNBCIより録音番組の配給を受けて放送を実施した。

タイからは、一九六四年八月中旬、在タイ日本国大使館・外務省情報文化局長経由で、タイ国陸軍テレビ放送局による取材とフィルム購入について問い合わせがあった。これに対して、日本放送協会では、すでに契約業務は終了したこと、来日しても競技場におけるテレビ取材はできないこと、すでにニュースフィルムサマリイの購入申し込みは届いていることを在タイ国日本大使館へ回答している。タイ

の場合は、NBCIの契約地域には入っておらず、タイのテレビ局とNHKとの放送契約締結の可能性はあった。しかし、実際に放送契約を結んだ機関との交渉が一九六二年頃から幾度も行われてきたのに対し、タイ国陸軍テレビからの連絡は、開幕直前であった。結果的に、同社は、UPI経由でフィルム・サマリイの購入を行っている。

今日では、放映権交渉をすることなくメガ・スポーツ・イベントを放送することは不可能であることは周知のことであると思われるが、当時は、オリンピックをテレビで世界中に放送する技術がようやく整い始め、放送権料の制度が導入されたばかりであった。派遣員を東京に出張させることさえできれば、テレビ放送が可能であると考えた放送機関があったとしても、不思議ではない。非欧米Aグループは、オリンピックのテレビ取材を望み資金的にも比較的余裕があったにも関わらず、オリンピックの放送に関しての問合せ窓口がどこであるか、テレビ放送権の概念が何であるのかについて、十分な知識がなかったといえるだろう。続いて、テレビの独自取材を行う計画はなかったが、中程度の関心を持ち、ラジオによる放送やフィルムの購入を検討していた機関（非欧米Bグループ）がある。最終的な放送実施状況は、非欧米Bグループも、Aグループと変わらない。NBCIからの番組購入、フィルム・サマリイや

アジア向けフィルム番組の購入、ラジオ取材のいずれかの方法で放送を実施した。

例えば、ケニア放送協会は、一九六三年一〇月の段階では、V I S からフィルムを得る計画だった。⁽⁶⁶⁾これは、通信社へのフィルム譲渡が決定するよりも前のことであるが、ケニア放送協会では、国際通信社経由でフィルム・サマリーを入手できると考えていたようである。一九六四年九月五日には、ウガンダTVに触発されてかNHKから直接フィルム・サマリーを購入する方法について問い合わせをしたが、結局、ケニア放送協会は、V I S 経由でフィルム・サマリーを購入した。⁽⁶⁸⁾サマリーの購入先については二転三転したものの、ケニア放送協会では、一九六二年に開始したばかりのテレビでオリンピックを放送することを強く希望していたようである。ケニア放送協会は、ラジオでも、政府の財政支援を受けて記者を東京に派遣した。⁽⁶⁹⁾

ナイジェリアの放送局も、東京オリンピック放送には早くから関心を持っていた。一九六三年一二月には、東ナイジェリア放送協会からオリンピックに関するニュース広報フィルム、解説などに関する問い合わせがあった。⁽⁷⁰⁾さらに一九六四年四月には、ナイジェリア放送協会からラジオ取材要員を一名派遣することに決定した旨の連絡があった。⁽⁷¹⁾結局、東ナイジェリア放送協会ではフィルム・サマリーを

I T N 経由で購入、ナイジェリア放送協会では、ラジオ取材を実施、N B C I 経由で録画番組、V I S 経由でフィルム・サマリーを購入した。⁽⁷²⁾なお、ケニアもナイジェリアも旧宗主国は英国であり、いずれの放送機関も英国系国際通信社・放送会社を利用している。おそらく、日常的に英国系のニュース網に組み込まれていたのだろう。

国際通信社・放送会社やN B C I が各国放送機関にどのような条件でサービスを提供したかについては、今後の研究課題であるが、非欧米Bグループは、国際通信社・放送会社やN B C I による映像配信の恩恵を受けた可能性が高い。非欧米Aグループと比べると、資金が潤沢ではなかったり東京から地理的に離れていたといった事情から、自力での取材は困難だったと考えられるからである。

最後に、オリンピック放送の実施に関して、無関心であった機関（非欧米Cグループ）がある。しかし、Cグループに該当する機関は、どの程度あったのだろうか。例えばアフリカでテレビ放送が行われている国は、コート・ジボワールを除いて全て東京大会のフィルム・サマリーを通信社経由で購入している（表一）。しかも、コート・ジボワールの国営放送から届いた書簡には、「特派員を東京に派遣する可能性を何週間にも亘り全ゆる角度から検討」したが放棄することになったとある。一九六〇年代に入って独立

表1 アフリカにおけるテレビ放送実施国と東京オリンピック放送状況

国名	放送開始年	NBCI	フィルムサマリー
アルジェリア	1956.2	○	VIS
ウガンダ	1963.9		NHK, VIS
オートボルタ	1963.8		VIS
ガボン	1963.5		VIS
ケニア	1962.10		VIS
コート・ジボワール	1963.8		
旧フランス領コンゴ	不明		VIS
ザンビア(北ローデシア)	1961		ITN
シエラレオネ	1963.4	○	VIS
スーダン	1963.11		VIS
ナイジェリア	1959.10	○	VIS, ITN
南ローデシア	不明		ITN
モロッコ	1962.3(再開)		VIS
リベリア	1964.1	○	VIS

テレビ放送実施国及び放送開始年は日本放送協会編『世界のラジオとテレビジョン1965』(日本放送出版協会、1965年)、東京オリンピック放送状況は日本放送協会報告書より作成

したばかりの国にとって、東京オリンピックに選手を派遣すること、そしてそれを自国で放送することは、国民意識統合の点からも重視されていたと考えられる。

しかし、放送制度が全く整っていないかたりオリンピックに選手を派遣していなかったりする国はあった。アジアでは、隣国中国がIOCには加盟しておらず、インドネシアと北朝鮮はGANEFO(新興国スポーツ大会)問題によって東京オリンピックに出場できなかった。メディア後進国、あるいは、東京オリンピック不参加の国々は、この非欧米Cグループに入るといえるだろう。オリンピック放送を全く実施しなかった国は、グローバルなメディアのイベントとしてのオリンピックの蚊帳の外に置かれていたといえる。

六 おわりに

本稿では、一九六四年東京オリンピックの国外向け放送をNHKがどのように組織したのかについてみてきた。一九六四年東京オリンピックは、放送権の概念が十分に知られていなかったことからわかるようにテレビ放送権料がオリンピックを支える仕組みはまだなく、テレビ・オリンピックとしては萌芽期のイベントであった。

しかしながら、テレビ放送契約を締結できた欧米の放送機関と非欧米の放送機関(とりわけ非欧米Cグループ)との情報格差は大きかった。これは、将来のオリンピックや日常的なニュース・サービスにおける欧米のメディア先進

国と非欧米のメディア後進国との間の情報格差の拡大を予言するものであったといえるだろう。非欧米諸国にイベントの情報を届けるうえでパイプ役を担っていたのが欧米系のメディア（NBCIと国際通信社・放送会社）であったことも、国際的な情報の流れが西洋によってコントロールされるという問題を映し出していたといえる。

しかし、情報格差が現実にはあったとはいえ、NHKが東京オリンピックの国外放送を組織するうえで重視していたのは、非欧米諸国にオリンピックの放送をできる限り届けることであつたと考えられる。東京オリンピック放送の計画立案段階では、NHKの交渉相手は、どうしてもメディア先進国でありローマ大会の放送経験もある欧米の放送機関が中心になった。非欧米の放送機関とは十分なコミュニケーションをとることができず、中南米やアフリカにも潜在的な放送取材希望があつたにも関わらず、放送権はNBCIに一括して譲渡してしまつた。非欧米Aグループの東京オリンピック取材計画は、こうした状況の犠牲になつていたといえる。

だが、NHKには、初めてオリンピックを開催する日本の放送機関としての自負があつた。当時のNHKは、ABUに積極的に関わり、自らの主導でアジアの放送、そして世界の放送網を組織していこうとしていた。アジアにおい

て最も豊富な経験をもつ放送機関という自己認識から、アジアの新興国の放送開始を支援するために専門家を派遣したり新興国からの研修員を受け入れたりしていた。これらの活動を背景に、NHKは、東京オリンピックの放送でも、アジア向け番組を計画し、フィルム・サービスの充実に努めたのである。国際通信社等へのフィルム・サマリーの配信やNBCIへの放送権譲渡にも、オリンピックの放送を世界の隅々（非欧米圏）にまで届けたいという意図があつただろう。

一九六四年東京オリンピックは、アジア、そして東洋で初めてのオリンピックとして国内外で捉えられていた。日本は、地理的には欧米ではないが、欧米のスポーツ・イベントであるオリンピックを開催し、そのイベントを世界に伝えるための先進的技術を持つていることを世界に向けて発信しようとした。これによって、非欧米諸国のみならず、欧米に匹敵する力を持ちうることを誇示できる。東洋≠非欧米でありながらも西洋≠欧米であるという二重意識のもとで、東洋≠非欧米の「メディア先進国」の代表として、オリンピックを世界に届けなければいけないという意識が生み出されていったのである。

世界が一つになる。これは、東京オリンピックのスローガンであり、ワールドビジョン構想において語られた理想

であった。日本にとってその理想を追求することは、敗戦により失墜した威光を復活させることでもあった。ただ、現実には、欧米を中心とした国際情報秩序があり、その秩序の範囲内での理想の追求であったといわざるをえない。

註

- (1) 日本放送協会放送世論調査所『東京オリニピック』(日本放送協会放送世論調査所、一九六七年)、五十嵐恵邦『敗戦の記憶—身体・文化・物語一九四五—一九七〇』(中央公論新社、二〇〇七年)、老川慶喜『東京オリニピックの社会経済史』(日本経済評論社、二〇〇九年)、坂田謙司「与那国島民の台湾テレビ電波による東京オリニピック視聴の意味考察—東京オリニピックを巡るナショナルの重層性」『立命館産業社会論集』四八巻二号(二〇一二年九月)二一—三七頁
- (2) マクルーハン・M／森常治訳『グーテンベルクの銀河系』(みすず書房、一九八六年)原著は一九六二年刊
- (3) Gurevitch, M. et al. "The Global Newsroom: Convergences and Diversities in the Globalization of Television News" In Dahlgren, P.=Sparks, C. (eds), *Communication and Citizenship* (Routledge, 1991) pp.195-216.
- (4) ユーロビジョンは八カ国で始まったが、一九六四年には一八カ国二二団体が加盟していた。インタービジョンは、四カ国で発足、一九六四年には七カ国となっていた。EBUは、西ヨーロッパ諸国の放送機関がOIRTを脱退して一九五〇年に設立した組織である。
- (5) 日本放送協会編『世界のラジオとテレビジョン一九六五』(日本放送出版協会、一九六五年)二五三—二六〇頁
- (6) 日本放送協会編『放送五十年史 資料編』(日本放送協会、一九七七年)二四—二四四頁
- (7) 「全世界を一つに結ぶ テレビとラジオ」『調査情報』二号(一九五八年八月下旬)一六一—一九頁、「海外放送だより」『調査情報』五一号(一九六三年四月)二五頁
- (8) ロイ・ベール「世界に開く窓—ユーロビジョン六周年」『KRT調査情報』一九号(一九六〇年六月)二二頁
- (9) 前掲日本放送協会編『放送五十年史 資料編』二四四頁
- (10) 前掲日本放送協会編『世界のラジオとテレビジョン一九六五』三一五頁、二七一頁
- (11) Gurevitch, M. et al. *op. cit.* p.197.
- (12) 一九五六年メルボルン大会ではオーストラリア放送委員会、一九六〇年ローマ大会ではイタリア放送協会が放送に関する業務を行った。
- (13) 日本放送協会『第一八回オリニピック東京大会放送実施報告書』(以下、日本放送協会報告書と記す)一頁
- (14) 日本民間放送連盟編『東京オリニピック 放送の記録』二—一八頁。NHKと民放の確執も重要な研究課題であるが、本稿では、諸外国向けの放送に焦点を絞って考察を行うた

め、立ち入らない。

- (16) NHKが外国放送機関から仮受けした放送権料(五億七八〇〇万円)は、実費(一億六五〇〇万円)を引いて、組織委員会に支払われた。日本国内の放送権料は、当初は、民放からも徴収される予定であったが、民放との協議の結果、NHKが全額負担し、一億八〇〇〇万円が組織委員会に支払われた。〔第四八回衆議院通信委員会会議録第八号〕(昭和四〇年三月一二日)一三頁、日本民間放送連盟編前掲書二二―二三頁)
- (17) Wenn, S. R. "Appendix C: The Olympic Games and Television" In Findling, J. E. et al. (eds.) *Encyclopedia of the Modern Olympic Movement* (Greenwood Press, 2004) p.511. 本稿では、オリンピック東京大会組織委員会編「第一八回オリンピック競技大会公式報告書」(オリンピック東京大会組織委員会、一九六六年)《以下、組織委員会報告書と記す》に掲載されたオリンピック憲章を参照した(六七―一六八一頁)。これは、東京大会時点(一九六四年一〇月)の憲章を組織委員会が和訳したものと考えられる。
- (18) 日本放送協会報告書、八七頁
- (19) 日本放送協会報告書、七六頁
- (20) 『第一八回オリンピック東京大会電気通信対策報告書』(日本電信電話公社、一九六五年) 八頁
- (21) 『第一次アンケート未回答放送機関宛書簡草稿』(一九六三年二月八日)『三七年度起案文書』(O-1033) NHK放送文
- 化研究所東京オリンピック資料(以下、文研東才資料と記す)
- (22) 前掲『第十八回オリンピック東京大会電気通信対策報告書』八頁
- (23) 『アメリカ・オリンピック委員会アーサーレンツ氏宛書簡』(和訳)(一九六四年五月一三日)『NBC関係通信文』(O-1260) 文研東才資料
- (24) 『BBCテレビセンターP. Dimmockより鶴沢七郎宛書簡』(一九六三年七月二九日)『BBC関係書簡』(O-1294) 文研東才資料
- (25) 日本放送協会報告書、七三頁
- (26) EBUによって東京オリンピックのテレビ放送が行われたのは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、イギリス、エール、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、ユーゴスラビア。OIRTによるテレビ放送が行われたのは、ブルガリア、ハンガリー、東ドイツ、ポーランド、ルーマニア、ソビエト、チェコスロバキア。ABCによるテレビ放送が行われたのはオーストラリアとニュージーランド。
- (27) 組織委員会報告書、四一〇頁
- (28) 日本放送協会報告書、一頁
- (29) 計画の初期段階では、放送時間とは関係なく放送権料を算出しようと考えていたようである。NHK東京オリンピック

ク放送本部「放送契約金算出に関する基本的な考え方の一例」(一九六一年)『E B U 専門家会議資料』(〇-1210) 文研東才資料

- (30) 東京オリンピック放送本部「オリンピック東京大会テレビ放送契約金算定に対する基本的な考え方(其の二)」(昭和三十七年八月八日)『E B U 専門家会議資料』(〇-1210) 文研東才資料

- (31) 「アメリカ三大ネットワーク宛第二次アンケート手紙」(一九六三年二月二日)『三十七年度起案文書』(〇-1033) 文研東才資料

- (32) 「インタービジョンあて回答について」(昭和三十七年八月一七日)『三十七年度起案文書』(〇-1033) 文研東才資料

- (33) N B C の東京オリンピック放送権料を一五〇万ドルとする文献もあるが(例えば Slater, J. "TOKYO 1964". In *Financing, J. E. et al. (eds.) op. cit. p.170*)、N H K と N B C の放送契約書では、一〇〇万ドルとなっている。N H K は、国会の通信委員会で海外放送機関からの放送権料の総額を五億七八〇〇万円(約一六〇万五〇〇〇ドル)と報告しており、N B C から一五〇万ドルの放送権料が支払われたとは考えにくい。(前掲「第四八回衆議院通信委員会会議録第八号」一三頁、「第五五回参議院通信委員会会議録第七号」(昭和四十二年五月二三日) 四頁)

- (34) オリニック放送本部「業務報告—オリニック放送計画の概要」(昭和三十九年九月一五日) 一七頁、「業務報告—放

送計画の概要」(〇-1014) 文研東才資料

- (35) 放送権は大会終了後三〇日まで有効だった。

- (36) 初山「世界ラジオテレビハンドブック用記事送付について」(昭和三十七年一〇月一日)『三十七年度起案文書』(〇-1033)、「B B C への回答について」(昭和三十七年八月八日)『三十七年度起案文書』(〇-1033)、前掲「インタービジョンあて回答について」文研東才資料

- (37) 日本放送協会報告書、一三七—一四八頁

- (38) 同右

- (39) 組織委員会報告書、六七八頁。非常にわかりにくい条件であるため、N H K では、ローマ大会におけるフィルム・サマリーの使用条件を確認している。「放送要員認定に関する組織委員会の見解について」(一九六二年三月五日)『E B U 専門家会議資料』(〇-1210) 文研東才資料

- (40) 組織委員会報告書、四一一頁、日本放送協会報告書四六頁

- (41) 「ロバート中井(中井プロダクション)よりオリンピック放送実施本部宛書簡」(「和訳」(一九六四年九月一日)『アジア各国通信文』(〇-1280) 文研東才資料。C B S は米三大ネットワークの一つ、I T N はロンドンに拠点を置くテレビ会社で厳密には国際通信社ではないが、両社は諸外国向け映像配信事業も行っていたようで、N H K は国際通信社とみなしている。U P I は、四大通信社の一つ、V I S は、B C、ロイター通信、カナダ放送協会、オーストラリア放送委員会等によって一九五七年に設立された映像ニュース

- 配信通信社。ジョンナサン・キング「ビスニュースとUPI
TN」(ジム・リクスタット・マイケル・H・アンダーソン
編)堀川敏雄訳・監修「国際報道の危機(下)」(一九八四
年、新聞通信調査会)所収九五―一八頁を参照。
- (42) 番組実施本部国外中継部「海外フィルムサマリーについて
の方針案」(一九六四年三月一日)「放送計画・関連資料」(0-1091)
文研東才資料
- (43) 「副班長会議事録」(六月二五日)「オリンピック放送資料②」
(0-1036) 文研東才資料
- (44) 前掲「ロバート中井(中井プロダクション)よりオリンピ
ック放送実施本部宛書簡」
- (45) アジア向けフィルム番組を購入したのは、台湾テレビ・エ
ンタープライズ、シンガポール国営放送、マレーシア・テ
レビジョン、ボリナオ・エレクトロニクス(フィリピン)、
ラジオ・ミンダナオ(フィリピン)、韓国広報部、在韓アメ
リカ軍放送、カイロ国営放送(アラブ連合)
- (46) 「アジア向けフィルム番組の作成方針案」(作成日不明「一
九六四年春?」)「放送計画・関連資料」(0-1091) 文研東才
資料
- (47) 同右
- (48) 二〇分番組で一日七〇ドル、ABU加盟機関に対してのみ
提供される予定であった。
- (49) 日本放送協会報告書、三六頁
- (50) 「松井オリンピック企画本部長宛電信」(一九六三年七月二
四日)「国外文書」(0-1032) 文研東才資料
- (51) 「第一八回オリンピック東京大会テレビジョン放送契約書」
「NBC契約経過と契約関係書類」(0-1224) 文研東才資料
- (52) 「NHK松井一郎宛NBCインターナショナル社長書簡」[和
訳](一九六四年二月二日)「NBC関係通信文」(0-1260)
文研東才資料
- (53) 「NBCインターナショナル社長宛オリンピック放送実
施本部長松井一郎書簡」[和訳](一九六四年四月二五日)「N
BC関係通信文」(0-1260) 文研東才資料
- (54) 「NHK松井一郎宛NBCインターナショナル」M. Klein
書簡」(一九六四年八月二日)「NBC関係通信文」(0-1260)
文研東才資料
- (55) 前掲オリンピック放送本部「業務報告―オリンピック放送
計画の概要」七頁
- (56) 日本放送協会報告書、付表(海00-1)
- (57) 「オリンピック組織委員会委員長宛北ローデシア・テレビジ
ョン放送P. M. Rogers 書簡」(一九六四年四月二日)「ア
フリカ書簡」(0-1324-1)) 文研東才資料
- (58) 「北ローデシア・テレビジョン放送P. M. Rogers 宛東京オ
リンピック放送本部国際部松井一郎書簡」(一九六四年六月
一九日)「アフリカ書簡」(0-1324-1)) 文研東才資料
- (59) 日本放送協会報告書、付表(海00-1)
- (60) 「国際観光振興会理事久田富治より日本放送協会オリンピッ
ク放送実施本部長前田義徳宛書簡」(一九六四年五月二九日)

『国外文書』(0-1032) 文研東才資料

(61) 国際本部渉外部「国際観光振興会からの問い合わせについて」

(昭和三十九年五月二十九日)『国外文書』(0-1032)

(62) 日本放送協会報告書、付表(海000) 文研東才資料

(63) 「外務省情報文化局長より日本放送協会会長宛書簡」(一九六四年八月一八日)『アジア通信文書』(0-1279) 文研東才

資料

(64) 「日本放送協会より外務省情報文化局長宛書簡」(一九六四年八月二六日)『アジア通信文書』(0-1279) 文研東才資料

(65) 日本放送協会報告書、付表(海001)

(66) 「松井一郎宛マイケル・タイプ書簡」(一九六三年一〇月二五日)『ケニア通信文書』(0-1336) 文研東才資料

(67) 「東京オリンピックのニュースサマリーの件」(一九六四年九月五日)『ケニア通信文書』(0-1336) 文研東才資料

(68) 日本放送協会報告書、付表(海001)

(69) 「NHK坂本宏宛 M. H. 「Type」書簡」(一九六四年三月二四日)『ケニア通信文書』(0-1326) 文研東才資料

(70) 「東ナイジェリア放送総支配人よりNHK理事宛書簡」(一九六三年一二月一六日)『アフリカ書簡』(0-1324(1)) 文

研東才資料

(71) 「ナイジェリア放送協会番組編成部長代理 Yinka Oluvide

よりオリンピック放送実施総本部宛書簡」(一九六四年四月一六日)『アフリカ書簡』(0-1324(2)) 文研東才資料

(72) 日本放送協会報告書、付表(海00-1)

(73) 「ロートジボワール国営放送 Kouame Edd より NHK 松井

一郎宛書簡」(一九六四年四月八日)『アフリカ書簡』(0-1324(1)) 文研東才資料

(74) 「新興諸国における放送事業に対する協力活動について」(昭和三十七年八月)『三十七年度起案文書』(0-1033) 文研東才資料

(75) 「アジア」も「東洋」も、地理的にどの範囲を指すかが曖昧な概念であるが、どちらも、欧米にとつての「他者」を意味する概念である。「アジアで初めて」という表現は、日本放送協会報告書をはじめ、当時の文書・新聞記事に頻繁に登場する。「東洋初」は「アジア初」と比べると少ないが、オリンピック東京招致の演説(西洋の皆さんどうか東の若人に会って下さい)『読売新聞』一九五九年五月二六日朝刊)、大会開会式における IOC 委員長祝辞「オリンピック大会は全世界のものである証左として、ついにここ東洋で行われようとしています」『組織委員会報告書、二二六頁』などにみられた。

〔付記〕本研究にあたって NHK 放送文化研究所より貴重な資料を閲覧する機会をいただきました。また、閲覧の際には学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻にもお世話になりました。記して、感謝いたします。